

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ（案）」に対する意見募集に対して提出された意見と
 総務省及び経済産業省の考え方

（意見募集期間：令和3年6月22日（火）から同年7月6日（火）まで）

【意見提出 5件】

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見（全文）	総務省及び経済産業省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	一般社団法人全国銀行協会	<p>1 とりまとめ（案） P. 18「4-②. 再提供禁止の例外の具体例」 該当箇所で図示されているスキームは、例えば、A銀行が自ら保有していた口座情報と情報銀行から取得した個人の情報を一つのデータベースに格納し、家計簿アプリ事業者がAPI連携等により当該データベースから情報を取得するということを想定したものか。また、A銀行が情報銀行から個人の情報を取得していたが、口座情報に係るデータベースとは別管理としていた場合であって、家計簿事業者がAPI連携等により当該口座情報に係るデータベースから情報を取得するというケースにおいては、仮に当該口座情報に係るデータベースの情報とA銀行が情報銀行から取得した情報に同一内容の情報が含まれていたとしても（例えば、属性情報等）、A銀行から家計簿事業者に連携される情報はあくまでA銀行が元々有していた口座情報と評価できるのであるから、情報銀行に係る規律の対象外であるという理解でよいか。</p>	<p>まず前段につき、A銀行においては、「A銀行が本人から直接取得した情報」と、「情報銀行を介して取得した情報」が識別できればよく、それぞれの情報が、一つのデータベースに格納されるのか、別のデータベースなのか、あるいは、一つデータベースであっても、別々のテーブルであるのかについては問いません。一般には、それぞれの情報は独立したデータベースに保管し、相互に連結する識別子（この場合は口座番号）により論理的に一体の情報として取り扱うケースが多いものと想定しています。</p> <p>次に後段ですが、「A銀行が本人から直接取得した情報」と、「情報銀行を介して取得した情報」がデータベースとして別管理されている場合に、それぞれのデータベースに同一内容の情報が含まれる場合であっても、情報銀行から取得した情報を保管するデータベースから家計簿事業者が情報を取得する場合には、情報銀行の規律に服することとなります（家計簿事業者から口座情報等をさらに提供することはできません）。</p> <p>一方、A銀行が本人から直接取得した情報を保管するデータベースから家計簿事業者が情報を取得する場合は、本人とA銀行との契約内容次第で可能であり、情報銀行の規律に服するものではありません。</p> <p>なお、同一の情報であるために、システム上、いずれのデータベースに基づく情報か判別し難いといった場合には、あくまでもともとA銀行が保有していた情報を、個人とA銀行間の</p>	無

		<p>契約に基づき提供しているのご整理をいただくことが考えられます。</p> <p>また、情報銀行に対し個人情報の利用停止、削除等の求めがなされた場合との関係では、A銀行において元々有していた同一の個人情報を利用停止、削除する等の義務が生じるものではありません。</p>	
	<p>2 「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」(案) P.16「④情報銀行の義務について」、 P.17「⑥責任の範囲について」 原案では、情報銀行に「提供先第三者に対する調査・報告の徴収」権限を付与することが義務付けられている(P.16)が、これは当該当事者間での契約により認められるものであり、個人情報の流通の過程で第三者が個人情報を窃取し、それを利活用した場合には対応できない。また、情報銀行の責任範囲としての個人に対する「損害賠償責任」について(P.17)、「提供先第三者に帰責事由があること」等の要件事実や損害額を個人が立証することは、証拠の類型的な偏在状態により、事実上困難である。一方、消費者保護の観点から、情報銀行の社会的信頼性の担保のためには手当てが必要であり、この点、「情報銀行は…個人が信頼できる情報銀行に個人情報の取り扱いを委任することで、個人の情報に対するコントロール性を高めることを目的とするものである」(P.16)という趣旨も踏まえると、例えば、個人の情報コントロール権限の存在と内容(例、情報使用の差止請求権限等)を明定した上で、それを個人情報の提供とともに情報銀行に契約上信託譲渡し、情報銀行は受託者としてその権限を行使できる(含、損害額算定の簡便化)ようにするといった枠組みも考え得るのではないかと。</p>	<p>ご提案の内容は、第三者が個人情報を窃取した等の場合に個人の被害回復を図るため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 個人の情報コントロール権の内容・存在を明定すること、 ② 個人が情報銀行に①の権利を信託譲渡し、情報銀行がこれを行行使できる仕組みを整えることで、当該第三者への情報使用差止め請求を情報銀行が代わりに行うようにすること、 ③ 算定困難な損害額につき何らかの簡便な算定方法を導入すること <p>であると理解します。</p> <p>まず、①の点は、指針ver2.0の「認定基準 4) 事業内容⑤「個人のコントロール性を確保するための機能について」」に記載の内容が相当するものです。当該箇所は、情報銀行認定事業者の認定基準という性質上、個人の権利を創設するものとして規定しているものではありませんが、個人と情報銀行間の契約においては、個人が情報コントロール権を有する形の合意をすることが想定されています(下記ページより認定団体作成のモデル約款をご参照ください。 https://www.tpdms.jp/application/index.html)。</p> <p>以上のおおりに、個人のコントロール権の存在を前提とした制度となっておりますが、かかる権利の内容・存在の指針への明定については、今後の指針改定の際の検討事項と致します。</p> <p>②については、事実上これに近い形を実現するべく上記のモデル約款が整備されています(提供先第三者による契約義務違反の場合等に、情報銀行が当該提供先第三者に個人情報の利用停止・削除を請求できる等)。もっとも、ご提案のような仕組みを信託法上の信託として構成可能か、弁護士法73条に抵触しないかといった問題点があるように思われ、慎重な検</p>	<p>無</p>

			<p>討を要します。</p> <p>③の損害額算定の簡便化については、例えば第三者に窃取された情報の種類や数量等により損害額の類型化を図るといったことも考えられるものの、実現には相当な困難を伴うことが想定されます。</p> <p>以上を踏まえ、②、③いずれの点も、今後の制度の検討にあたり参考に致します。</p>	
2	<p>一般財団法人日本情報経済社会推進協会</p>	<p>1 p.6「指針および認定基準の「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっている。」との点について</p> <p>(意見)</p> <p>普及拡大の妨げになっていることと、厳しい選定基準とは別ではないか。選定基準は、参加する事業者への要求事項であり緩める印象を与えてはならないと考える。</p>	<p>普及拡大の妨げになっていることと、厳しい選定基準とは別であり、選定基準を緩める印象を与えてはならないとの点はお指摘のとおりですので、「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっていることから、PマークとISMS認証に加えて許容される第三者認証等について」との記載を、「提供先第三者の選定基準」がPマーク・ISMS認証取得のほか明らかでないため、これらに加えて許容される第三者認証等について」と変更します。</p>	有
		<p>2 p.7「本検討会及びその下のWGにおいて新たな第三者認証等を検討した結果として、Pマークの部門認証の例外措置を適用し、情報銀行の特性を見定めて安全管理措置を選択した、「Pマーク情報銀行版（仮称）」について、認定団体を中心に検討を進めていくこととする。」との点について</p> <p>(意見)</p> <p>認定団体における作成作業に協力し、それを踏まえてプライバシーマーク審査基準に適宜組み込んでいくこととしたい。</p>	<p>ご賛同の意見と承ります。また、ご協力いただけるとのこと、感謝申し上げます。</p>	無

3	一般社団法人 MyDataJapan	1 全般 情報銀行については、透明性を担保することが求められている。しかしながら、情報銀行の検討会合において、議事が非公開であるばかりか議事録等が適時に、発言者頭名での詳細な内容も含めた公開がされていない。このような運用はスキーム全体の信用性に関わる可能性があるため、運用の改善を頂きたい。	これまでは、認定スキームの創設に当たり、自由闊達な議論を行う観点、及び、事業上の機微に触れる情報を扱うことも多かったことから、議事は非公開とし、発言者を伏せた形で議事概要を公表しておりました。 今後の議事については原則として公開する方向で、関係者の意見を確認しつつ検討させていただきます。 議事録等資料については、発言者頭名を原則とし、可能な限り速やかに行うよう注意して参ります。	無
		2 2頁 今回のとりまとめにおいては、情報銀行の個人情報の保存場所に関する議論がされていないように思われる。近時の IT サービス提供事業者のサプライチェーンリスクの管理や、外国のガバメントアクセスへの懸念が高まるような事象も生じており、情報銀行の信頼性を高めるためには、情報銀行の使用するサーバーの設置場所や個人情報の委託先等については、国内に限定するべきではないか。	ご指摘の点は改正個人情報保護法への対応とも関連する課題として認識しており、今後の検討会において情報銀行として適切な規律を検討して参ります。	無
		3 3頁 要配慮個人情報の利活用について、「健康・医療分野の情報については、安全に配慮した上で、本人や社会のために情報銀行において活用するニーズは高いとの意見が多く出ている」との記載がある。ビジネス側のニーズが高いということは理解できるとしても、個人側から見た場合に、「本人のために活用するニーズ」が高いということは示されていないのではないかと。健康・医療情報を巡っては、インフォームド・コンセントや同意の在り方について検討がより深く進められており、さらに、実質的な本人保護のために、第三者機関の関与の必要性を規定する医療情報基本法の議論もなされており、特に慎重な取扱いが必要とされている情報である。したがって、ビジネス側を通じてフィルタリングされた利用者の意向だけで、適切に健康・医療情報の取扱いに関する意向があると判断することは不十	健康・医療分野の要配慮個人情報については、保護と利活用のバランスをとる観点から、官民間問わず活発な議論がなされているところです。 ビジネス側のみならず、個人情報の本人側のニーズについても存在するものと認識しており、例えば令和2年度総務省予算事業の報告書においても一定程度示されているところですので、下記より報告書17頁以下をご参考ください。 (https://www.soumu.go.jp/main_content/000745183.pdf)	無

	<p>分であり、公表資料を踏まえる限り、現時点での個人のニーズが高いと誤認されるような記述は適切ではないのではないか。仮に、個人のニーズがあることを示すに際しては、適切な方法で直接個人から収集した調査結果等も示すべきである。</p>		
	<p>4 6頁 総論として、「指針および認定基準の「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっている」との記載がある。しかしながら基準が厳しいことで普及ができないと整理すべきではなく、認定取得事業者の数が限定されること自体を問題視することは不適切である。利用者の視点からは従来の厳しい基準が設定されているからこそ、安心が得られると考えられる。結果として、十分に厳しい審査を経た類型について、例外に追加するという結論は賛成であるが、総論の前提部分において認識に誤認があるように思われる。</p>	<p>基準が厳しいために普及できないと整理すべきでない、との点はご指摘のとおりですので、「提供先第三者の選定基準」が厳しく、提供先が限られてしまうことが、認定取得および認定情報銀行の普及拡大の妨げになっていることから、との記載を、「提供先第三者の選定基準」がPマーク・ISMS認証取得のほか明らかでないため、と変更します。</p>	有
	<p>5 12頁 委託スキームによる提供先の例外類型においては、提供先（委託元）になんの条件も求められていないが、このような委託スキームでは、提供先（委託元）に個人情報・プライバシー確保の観点では十分に知識・経験がないにも関わらず、その意向に沿った利用がなされるおそれがある。このような視点では例外を広く認める方向ではなく、提供先（委託元）に一定の条件や認証を求める方向性で今後議論を進めるべきである。また、提供先（委託元）においては、Pマーク取得事業者でないことから、令和2年改正で導入された適正利用義務を遵守していることの保証がないのであり、今回のとりまとめでは適正利用義務の遵守に関して実効性が不明確であるようにも思われる。</p>	<p>提供先（委託元）に個人情報・プライバシー確保の観点では十分に知識・経験がないことによる危険が生じうるとの点はご指摘のとおりです。 もっとも、提供先（委託元）の選定においてはデータ倫理審査会の審査を経るなどするため、適正利用義務に違反するおそれのある事業者については、提供先（委託元）から除外されることが期待されます。 提供先（委託元）について、一定の条件を求めることについては、今後の検討事項と致します。</p>	無

4	個人1	<p>本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜですか？</p>	<p>今回の指針改定案は、認定団体による運用の過程や認定事業者の事業の過程等で明らかとなってきた、情報銀行認定における具体的かつ実務的な側面での修正が主であって、論点も絞られているものです。そのため、必要とみられる期間を設定したうえで、速やかに見直しを行うこととしました。</p>	無
5	個人2	<p>1 1. 健康・医療分野の情報の取扱い (3頁、4頁) レベル1については、身長と体重(体重の時点で既に多少問題性を感じるが。)程度を含め、それ以外はレベル2に含める方が良いのではないかとと思われる。 4頁の表からは大幅に減らすのが適切と考える。 (他人の体温を把握している、というのは気持ち悪くないであろうか? どういう事を言っているかは分かると思われるが、身長体重以外は単独のデータでそれなりに個人情報保護法2条の個人情報に該当しうるとなるものになってくる可能性があるものでもあるので(そのデータ蓄積があると、その詳細度等によっては(人の目で見えない位置にいる人間の特定までを、赤外線カメラ等によるバイタル把握で行う事なども可能とされているようである。))、これをレベル1とするのは良くない事なのではないかとと思われる。) 注記等を行う事により、一定の配慮を行い、又は能動的取得による取得に限る事とする等し、表に記載のものを取得する、という事については全く不可能ではないと思われもするが、少なくとも何らかの配慮は必要ではないかと思われる。</p>	<p>まず、レベル1情報とする情報が多すぎる旨のご指摘につきまして、情報銀行においては、レベル1情報であっても本人の同意なく扱うものではございませんので、ご懸念は当たらないものと考えます。 なお、レベル1情報とレベル2情報はいずれも個人情報と想定しており、レベル1情報は、要配慮個人情報に該当しないという点でレベル2情報とは異なるものです。 また、レベル1情報であっても、データの蓄積により様々な事実を推認しうることへのご懸念もあるものと理解しました。この点については、レベル1情報に限らず情報銀行で扱う様々な情報について同様の課題があるものと認識しており、今後の検討会において検討して参ります。</p>	無
		<p>2 2. 提供先第三者の選定について (5~7頁) 要約: ISMS(及びPマーク)以外の第三者認証は、ISMSがISOベースが基本となるようになっているので、不要と思われる。 全文: 第三者認証については、結局、ISO27001、ISO15001等のISO準拠のものになるのが適切なので、その様になると思われるのであるが、そうするとISMSと変わ</p>	<p>Pマーク及びISMS認証に加えて許容される第三者認証が明らかでなかったため、これらに相当するものとして、業種別ガイドラインなどの記述を具体化しました。 準拠する基準をどのようなものにする場合であっても、その準拠性については、自己宣言にとどまらず、認定団体による確認・認証を経るものであり、客観性が担保されるものと考えます。 その他の点のご意見として承ります。</p>	無

	<p>らないものになるのではないかと思われる。ISMS（及び保護の点でそれを上回る面の多いPマーク）の他に新しいものを求めるというのはよく分からない。</p> <p>日本は、個人情報保護について完全に後進国となっており、他国家や地域、共同体に引っ張ってもらっている様な状況が続いているのであるが（国民としては他国の方を頼もしく思えるくらいの状況がここ数年続いている。何故、我が国政府は、こんなに個人情報保護について疎かで頼りないのであろうか？（まあ、個人情報保護委員会はそれなりにやっていると思われるが。）、そこからのバイオレーションをしたいという事であらうか？</p> <p>ISO 準拠のものにすべきである。つまり、ISMS は満たすべきである。それ以下の、「情報銀行の事業で利用しやすい」つまり、個人情報保護についてちゃんとなされない様な形のもの、認めないべきであると考え</p> <p>る。</p> <p>なお、例えば、NTT 西日本やNTT ドコモなどが、ISMS 認証を取っていても、それに反する振る舞いを行う事が多いのであるが、政府には、事業者には、どこからのどの様な認証を取得しているのか提示させ、関係当事者が規約等への違背を把握した場合には、監査を行った事業者やその連合組織への通報を行える体制を整えていただきたい。</p> <p>日本には、特に電気通信事業関連事業者について、本っ当に、どうしようもなく、不法で違法で利用者の権利や尊厳や各種の規約等を守らない事業者が多いのであるが、その様な事業者の対策を打たれたい。国としてそれら事業者の野放しをしてはならないし、法治体制・社会秩序（ISO 認証を取った事業者がぼんぼんそれに違反するようでは認証の意味が無くなってしまいうであらう。大体、他国等にもすごく無礼であり、問題ある事である。）が確保されるようにしていただきたい。（それを行わないのは、先進国に値しない国家</p>		
--	---	--	--

	<p>であるとなると考える。)</p> <p>なお、政府が定めるガイドラインについては、非常に抜けが多いものであるので、適切な第三者認証について確保されている事についてちゃんと求めるようにされたい。(自己チェック基準として示させるのは可と考えるが、それはあくまで参考程度のもとし、制度的要求としては、適切な第三者認証を用いるようにするのが適切と考える。少なくとも、ISO 等とは格段の差を設けるべきであろう (ISO 認証の内容が認証を受けた事業者により踏みにじられる状況が多い現在ではあるが、それはそこにペナルティを設け、発動させる事によって正すべきものであろう。))</p> <p>なお、国民としては、特にMaaS事業者等に甘くして、国民の個人情報を弄ばないようにする事、あるいは犯罪用情報の蓄積を行わないようにする事を政府に要求したい。(なお、国民としては、住宅地図などについて、結構大きな疑問がある。居住者について示した地図を行政以外が扱っていてよいのであろうか? あれは犯罪目的にも多く使われているのではないかと思われるのであるが。)</p>		
	<p>3 2. 提供先第三者の選定について (9~11 頁)</p> <p>削除については、場合により、著作者人格権の毀損 (あるいは公務員の職務についてのものであれば公益性なども) につながる場合がある事から (あるいは、それを念頭においての記述が何者かにより行われる可能性もあると考える。)、回復手段を設けるとともに (プロバイダ責任制限法についての業界ガイドラインではその様な形が通常となっているかと思われるが。)、情報発信者や他関係者への連絡を積極的に行うようにすべきと考える。</p>	<p>ここでいう削除とは、個人から情報銀行に預けられたデータを個人の同意のもと第三者に提供する場合、提供先において個人を特定できないように加工するため、氏名や生年月日等、一定の情報を削除するものです。</p> <p>そのため、削除の対象となる情報は基本的に著作物性を有しないものが想定され、また、基本的に公益性の観点から削除を回避すべき必要が生じる性質のものでもありません。</p> <p>そもそも、該当箇所は、提供先第三者がPマーク等を有しないことから、安全性確保のため提供先第三者において個人を識別できないように個人情報を加工するという場面であり、回復手段を設けることはこのような目的に反するものとなりません。</p>	<p>無</p>

		<p>4 2. 提供先第三者の選定について（12 頁、13 頁） このようにする場合、個人情報についての本人について、委託元は、別事業者となる委託先及び委託先への個人情報開示請求等の方法を示し、委託先はそれに応じる体制を整えておくべきと考える。</p>	<p>ご提案は、「委託元は、本人に対し委託先がどのような事業者か及び委託先への開示請求等の方法を示し、委託先はこれに応じる体制を整えるべき」というものと理解致しました。本人への開示等が適切に行われるよう、請求先の氏名又は名称及び連絡先を明示するほか、情報銀行・委託元・委託先の三者契約や情報銀行による監督により、必要な担保措置を講ずべきものと整理します。</p>	<p>無</p>
--	--	---	---	----------